

平成30年第1回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成30年2月6日（平成30年1月29日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成30年2月6日（火） 午後 1時50分
 閉会 午後 2時35分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
15 番	三上 徹	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成30年第1回邑南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成30年2月6日（火）午後1時50分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第2号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

議案第3号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第9号について

議案第4号 平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

議案第5号 平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

平成30年第1回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成30年2月6日(火)

—— 午後1時50分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) 定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第1回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番、三上議員。1番、大和議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日2月6日の1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日2月6日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について。議案第2号、邑智郡総合事務組合規約の変更について。議案第3号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第9号について。議案第4号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について。議案第5号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について。以上、5議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 議長(山中康樹) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第1号の提案理由をご説明申しあげます。議案第1号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが。これは森実4号団地の解体及び中組団地の新設に伴う改正でございます。詳細につきましては、建設課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

- 土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第1号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は瑞穂地域田所地区順庵原団地の老朽化に伴い、田所地区の中組団地の敷地内に順庵原住宅の建て替え分として、本年度新たに1棟2戸の住宅を建設いたしました。昨年、12月18日に引き渡しを受けております。また、石見地域中野地区の老朽化した森実4号団地につきましては、昨年度、森実団地に建て替え分を建設してございまして、先般森実4号団地の入居者の転居が終わりましたので、本年度本住宅を除却いたします。今回、この2件の設置及び廃止につきまして住宅管理条例の別表を改めるものでございます。はじめに、新旧対照表の現行の欄をご覧ください。団地名、森実4号。所在地、邑南町中野687番地4。建設年度、昭和43年度。戸数、3。構造階数、簡易耐火、平屋。規模、2K。この1行を改正後案で削除いたします。続いて、改正後案の欄をご覧ください。別表の下段に次の1行を追加いたします。団地名、中組。所在地、邑南町下田所561番地1。建設年度、平成29年度。戸数、2。構造階数、木造、平屋。規模、2DK。改正文にお戻りください。改正後の条例は公布の日から施行するとしております。邑南町町営住宅管理条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号、邑智郡総合事務組合規約の変更についてでございますが、これは邑智郡総合事務組合の共同処理事務事業の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせますのでよろしく申し上げます。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第2号、邑智郡総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。変更いたします、第3条第1項第2号は事務組合で共同処理する事務のうち電算処理についての規定ですが、現行の下線部分について国民健康保険及び老人保険に係る医療費統計並びには、国民健康保険制度の改正により当該事務が国保連合会に移管されることから削除の必要があること。一方、改正文の下線部分について、公営住宅及びとあるのは、平成30年4月1日から新たな共同処理事務として、公営住宅システムを導入することとなっているため加えております。変更文に戻っていただき、附則でこの変更は平成30年4月1日に、から施行するものでございます。以上、邑智郡総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第3号から議案第5号までの提案理由をご説明申しあげます。まず議案第3号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第9号は歳入歳出それぞれ1億3,392万3,000円を追加するものでございます。次に議案第4号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号は歳入歳出それぞれ495万6,000円を追加するものでございます。次に議案第5号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第2号は営業外収益の増額、営業費用の増額を行なうものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願い致します。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第3号、平成29年度一般会計補正予算第9号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1億3,392万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を119億8,179万8,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。今回の補正予算は1月10日からの大雪に係る除雪経費等について。現在のところまでは現有予算及び予備費により対応をしているところでございますが、倒木の処理等について現時点で対応できかねているものがございます。また、今後の積雪に備え除雪経費等を予算措置しておく必要があり増額補正をするものでございます。はじめに歳入でございます。17款繰入金、2項基金繰入金の1財政調整基金繰入金でございますが、今回1億3,392万3,000円を繰入と、繰入を増額とするものでございます。6ページをお開きください。続いて歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費の1一般管理費は、雪害対策本部設置等にかかる時間外勤務手当を420万2,000円の増額とするものでございます。同じく2款総務費、1項総務管理費の11情報政策費は電気通信事業特別会計繰出金を495万6,000円の増額とするものでございます。続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費の1保健衛生総務費は上水道事業会計繰出金を118万5,000円の増額とするものでございます。続きまして、6款農林水産業費、2項林業費の3林道維持費は石見地域、瑞穂地域及び羽須美地域の林道における倒木の処理費用及び林道の修繕工事費を1,247万9,000円の増額とするものでございます。続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費の2道路維持費のうち、002道路維持費は石見地域、瑞穂地域及び羽須美地域の町道における倒木

の処理費用及び町道の修繕工事費を1,758万2,000円の増額とするものでございます。8ページをお開きください。同じく8款土木費、2項道路橋りょう費の2道路維持費のうち、003除雪費は石見地域、瑞穂地域及び羽須美地域の除雪経費が予算不足となっておりますので今後の積雪に備え7,351万9,000円の増額とするものでございます。続きまして98款予備費、98項予備費は先ほど申しあげましたように除雪経費が予算不足となっており、迅速な対応を行うために予備費を充用しております。現時点でほぼ予算を使い切った状態となっておりますので、充用可能額を当初予算の3分の2程度とするため2,000万円の増額とするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第4号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,992万円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。このたびの補正は一般会計同様、1月10日から降り続いた豪雪による災害対応に係る経費を計上しておりまして、財源として一般会計繰入金を増額により調整を行っております。まず歳入でございますが、6款の繰入金は今回の対策費に充てるため一般会計繰入金を495万6,000円増額しております。次に6ページ、7ページをお開きいただき歳出でございます。1款の総務費は、説明欄002施設維持費は断線等に対応するための修繕費として236万1,000円増額しております。次に98款の予備費は急な執行でありましたので予備費の残額を使用させていただいておりますけれども、それを戻すため259万5,000円増額させていただいております。以上、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 川中水道課長。

●川中水道課長(川中栄二) 議案第5号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、この度の雪害対策に伴う営業外収益の増額、営業費用の増額を行なうものでございます。第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正を定めております。営業外収益につきまして、118万5,000円増額し、その計を1億8,808万9,000円とするものでございます。営業費用につきまして118万5,000円増額し、その計を4億

1, 009万9, 000円とするものでございます。次に第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、職員給与費を118万5, 000円増額し、その計を7, 355万1, 000円とするものでございます。続きまして、補正予算の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。収益的収入でございますが、営業外収益で他会計補助金を118万5, 000円増額しております。次に収益的支出でございますが、営業費用の総係費で時間外手当として118万5, 000円増額しております。以上、地方公営企業法第24条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~○~~~~

(議案の質疑)

●議長(山中康樹) これより質疑に入ります。はじめに、議案第1号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第1号に対する質疑を終わります。次に議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第2号に対する質疑を終わります。次に議案第3号から議案第5号に対する質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際はあらかじめページ数を示してこれを行なっていただきますようお願いをいたします。議案第3号に対する質疑はありませんか。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、ページ数というわけではございませんけども。まあ、全体的に今回こういうふうな豪雪が起こって、雪に対する、除雪に対する費用はいたしかたないと私も思っております。しかし、あのう前々、この2年前にまた非常に倒木があった時にですね、これはどうももう安全を先に見て、町が道路のへりの危ないところはやっておくべきだ、というてその時に何回も忠告したと思います。まあ、それがしてなかったというのが一つの原因だろうと思うわけです。いうのはね、特にまあ、羽須美地域みますと、羽須美地域は松が少ないので土地がこえとるということを昔からいっておりました。それが、特に杉の木はだめだと。それがだいたい道路のへりだいたい植えてある。それを前にも言うように。だから早く育って早く倒れる。だけえ、そういうのを本来はその所有者の責任としてやらにゃあいけんのですが。こういうことが起こるといことが前の時にわかったわけですから。所有者に対して切ってもらふなり、切らんのなら町が切らしてもらふ

と。切らしてもろうて、まだ木が折れていない間にそれを搬出がみやすいんですから。それを売って少しの金にしながらやれば、これだけの大きな金もかからないし。ねえ。これはひとつは、この金というのは、その発生したということは、それを怠ったということをお私に言いたい。で、まあ、今回その、それをとやかく言うても仕方ないかもわかりませんが。なぜこれを言うかといいますと、またこういうことが起きたのだから今からそれをこういう指摘をするに対してどうしていこうとするのか。そのへんをひとつ聞きたいのが一つと。もう一つは、まあ、中電ですよ。中電が昔はぽつん、ぽつんと電柱たつとったんですが。それが全部道路のへりに持ってきたんですよ。柱を、だんだん、だんだん。それは自分たちが管理しやすいから持ってきた。持ってきたんなら持ってきたように、危ないところ中電がやってくれにゃあいけんのよ。いうのはなぜかといいますと、所有者がやろうと思うとっても電柱へあたるけえ、切れんのが多いんです。だからそういうところはよく町と中電が話し合っ、やっぱりこういうことが起きた中で、あのお、中電にもしっかりやってもらわにゃあいけん。まあ、中電の下へ今度はうちのケーブルが通つとるわけですから。そりゃケーブルのほうにも発生しとる。だからそういうところをもうちょっと要望できるなんかがあるんじゃないかということが、まあ、言いたくて質問しようるんです。で、もう1点。あのお、今回非常にね、役場の職員さんも夜から出たり、朝早くから出たりやったりします。しかし、地元の者も通れんから、あこ通れんらしいよ、いうたら。たまたまうちのほうだったら4本道があるんですが。全部がだめになりました。ほうでラインの中で今あこを切り行つとるけえ、お前こつちを切れよ、とかいうんで全部ラインでね、みんなが手分けをして切っております。で、そういう時に事故におうた時はどういうね、いや、せんでもいいんだよというかつこう。例えば、今のこの倒木も町が、持ち主がやらにゃあいけんのんだが。みんなが通れんけえ、町がやっつとらにゃあいけん、今。しかし、ほいだけえ、町を待ちよつちゃあやれんけえ、みんなが出てやることもあるですよ。そういう時にはどういう、まあ保険をかけるなり、どういうことを今からやっつていこうとしとるか。この3点についてひとつ質問します。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) まず1点目の倒木対策についてでございます。議員ご指摘のように、以前の委員会においてでも指摘を受けたのを承知しておりますが。ええ、基本的にはおっしゃったように民有林であれば所有者さんが、に伐採をしていただくのが基本であろうと思います。で、町としましては、あのお、先般倒木があった時に対策として沿線で比較的大きな倒木が想定され、中電の線を切る、孤立集落が、のおそれがあるというような箇所につきましては、何団地か、3団地か4団地だったと思いますけれども、町の経費で所有者さんに断りを言っつて伐採をさしていただきました。それで一応、その地域の幹線道、緊急避難道路として町道がいきってくるのではないかというようなことでそういう対

策を行なっております。ただ、民有林であるので所有者に切ってください、というお願いを積極的にはしておりませんでしたので。今後、そういった呼びかけをしていこうというふうに思ってますし、そのような対応も県とですね、島根県と協議をしたいなというふうに思ってます。どういった方法で県道も一緒、同様でございますので。そういった方法を県と一緒に検討していきたいというふうに思っております。えと、次に中電のことでございますが。

●日高副町長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高副町長。

●日高副町長(日高輝和) 二つ目の中電との協議についてでございます。ええ、あの、電線が非常に切れるというような状況がこの雪の中で邑南町だけでなく、近隣の自治体たくさん発生しております、大変問題になっているということでございます。先般も国土交通省のほうへの要望事項でも、町長の代わりに私が行きました時に、そういう要望が邑南町も出しましたけれども、飯南町長さんからもございまして。そこは国土交通省としても30年度の事業の中でも、これはまあ、すぐ邑南町にくる事業ではございませんけれども電線の地中化というのを推進していくという答えがございました。そのための予算も、配分も都市部だけでなく山間地域にも考えたいということは回答いただきました。なお、中電につきましては今後も町の実情をしっかりと訴えて協議をしていきたいと思っております。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 3点目の地元のほうで、いろいろとボランティア的にやって活動していらっしゃる点についてでございます。ええ、おっしゃいますように役場のほうです、全てのことをすぐさまできるような状況ではございません。どうしても周りの地元の方に、あの、そのボランティアに頼りするところも多々あるかと思っております。そうした面でやはり役場のほうで掛けております総合賠償保険もございましてけれども。なかなかその対応、適用になるものなかなか難しい面もあるかと思っております。あの、言いましたように、こういうケースの場合、地域の自治会あるいは集落、あるいは自主防災組織の活動がそういうことをやっていらっしゃるんだと思っております。そうした場合、町でもかけております自治会活動保険等にも対象になるケースもあるかと思っておりますので。少し研究をさせていただければと思っております。

●議長(山中康樹) 他にありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、先ほどの三上議員さんの質問に関連するんですが。倒木の処理費というのがかなり高額にあがっております。倒木の処理いうと、かやってきた木を

切ることも含めるんでしょうし、そのあとの処理は玉切りをしてその現場になげておくのか、それともそれもどっかへ処分するところまでが処理費なのかどうか。処理の仕方について教えてください。それとこの度は雪であって、夏の台風とか大雨の時のような土砂崩れじゃあなかろうと思うんですが。林道、町道どちらも道路修繕費というのがかなりの金額があがっておりますが。これ雪で道路の修繕を必要とするのはどういったケースなのか、ということをお教えください。それと、ええと、町道、道路に私有林の木がかやってくると、それは撤去せにゃあいけんということで先ほども答弁がありました。建設課のほうの責任で倒木処理をしたりということがありますが。所有者の責任という場合に、例えば土地の所有者もあれば、分収造林でその立木の権利を持っておる、ということがあろうと思います。そこで今の町行造林であるとか、といった分収造林のその分収契約で権利をもっとる町としてのその立木に対する責任はないのかどうか、というところを。それと町行造林等でそういった危険があるところを点検されておるか。その必要がありはしないか、というところもこれまでの対応の仕方を教えてください。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) まず1点目の処理費についてでございますけれども。今回予算計上させていただいておりますのは、倒木を玉切りにして集積して撤去、運搬、処分というまで最高の経費を予算化しておりますけれども。基本は私有林であればその土地にですね、置かしてもらおうというのを基本としております。ただ、それが置くことができない場所があったりしますと、それはやはり予算のとおりですね、処分までを行なおうというふうに思っております。基本的にはその私有地に残置をさせていただきたいというふうに思っております。ええと、2番目の修繕費についてでございますけれども。これは、あのお、ほとんどがですね、ええと、先ほど言いました撤去費のことです。で、なかに道路修繕となっておりますけれども、瑞穂地域においては融雪溝のポンプが傷んでおりましたので、これを修繕費として計上しております。その他については処分費です。道路を修復するというものではなくて、処分費の、撤去処分費を計上させていただいております。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 3点目の分収林の倒木の処理についてでございますけれども。町が権利を持ちます分収林の場合には、直接委託の方法によりまして町のほうで撤去をしております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい。それで倒木、木がかやった場合はその処理は町の責任であるということですが。先ほど、質疑にもありましたように道路に面したところに町行造林等が

ある場合は、事前にそういった点検等も必要ではないかと感じるんですが。そういった対策はとることはできませんでしょうか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 点検につきましては、ええと、巡視員をおいておりますので、巡視員が点検をしておりますが。その際には通常、ええとですね、立ち枯れの木などにつきましては目視でわかりますのでそれで伐採をしておりますけれども。普通、今回のように健全な木が雪によって倒れるというのはあらかじめなかなか判断がしにくいということがありまして。巡視員があらかじめ伐採をしているという例はあまりございません。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 農業用ハウスの復旧支援について教えてください。今回の補正予算は大雪に関して、除雪なり、倒木の処理、あと水道等の人件費に関するもので生活に密着するものは全て予算化されているし、今後の大雪に対しても万全な体制になっているんだと思います。で、農業パイプハウスの被害につきましては、多分委員会資料出ていますけど、邑南町が約県内の3分の1を金額的にも占めているんだと思います。ええと、県はすでに復旧支援策を提示、こういう支援をしますっていうことを発表されてますけど。これについて町は予算を組んでないっていうことは、あのお、予算を町が組んでいなくても県の支援は現時点で受けれるという意味なのか。町が何らかのことをしないと県の支援は受けれないのかを教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) パイプハウスの倒壊の復旧についてでございますが。ご質問のように県のほうで復旧対策が発動されました。これを受けまして、町では補正予算を組みまして対策をするように準備を現在しておりますけれども。こちらのほうは3月に開会される定例会の中で補正予算としてお願いをしようというふうに予定をしております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、なぜ今回組めなかったのか。で、今回組んであれば復旧をしようとする人は申し込みをして、資材等の手当てをして、3月に入って雪がとければ4月までに、3月中に復旧をすることができると思うんですけど。3月補正であれば繰り越しになるのか、4月にずれ込む。で、今まで育苗等の、で困るから早くしてほしい、ってことでほぼ2月のこの臨時会で予算化をしてきたんだと思いますけど。今回組んでない理由を教えてください。

- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 今回のパイプハウスの倒壊は現在把握しているところで68棟ございますが。その中で農産物の出荷用に利用されていて、補助対象になると思われるものが約36棟ございました。その皆さま方の聞き取りをいたしまして、どういった農作物を作ってらっしゃるのか。それから春からの作付にどういった支障がでるのか、といったことを聞き取りをしておりますけれども。一昨年の場合のように春の水稻の作付であるとか、春からの野菜などの作付に支障がでそうだという声をあまり聞きませんでした。特に水稻につきましては、他のハウスであるとか、周辺の農家の皆さんだとかにお願いをすることで対応ができるというお話をいただきましたので、今回の場合は3月の補正ということで考えております。
- 大屋議員(大屋光宏) はい。
- 議長(山中康樹) 7番。
- 大屋議員(大屋光宏) あのお、支障は少ないってことではありますが、やはり支障がある人がいるんだと思います。で、その人は経営に対してこう影響があるのか、ないのかもあると思います。今回の補正をみると、今からも必要となる予算をまずは財政調整基金を崩して予算化している。おそらく最終的には特別、あのお、特交であるとか、なんらかの予算化されればそれが収入となって財政調整基金に余ったお金、残った予算というのは元に戻されるんだと思います。それを考えれば本人の意思とか影響があろうがなかろうが、見込みで予算を今回組んで最終的に必要とする人が少なければ、ようは時間外手当とか同じように戻せばいいんだと思います。自分たちの予算はしっかり組んで、農業予算っていうのは声大きい時にはしっかり組むけど、声が少なくなると消極的になるっていう部分があると思うんですけど。やはりこう、今回同じような方法でなぜ組んでもらえなかったのかっていうのはすごく違和感を持ちますし、その3月までに何らかの方法で組むなり、対応することはできないんでしょうか。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 一昨年の対応の場合を振り返って見ましたけれども。2月に補正の予算を組んでいただきましたが、実際に作業に取りかかれたのは雪がとけてから撤去にかかったということでございまして。今回の場合もスケジュール的に考えますと、あまり大きな差異がやっぱりないのではないかとということで、3月の補正で対応するというように考えております。
- 日高副町長(日高輝和) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 日高副町長。
- 日高副町長(日高輝和) ええ、今、ただ今、どんどん雪も降り続いておりまして。現在

のところ今のような被害状況でございますけれども、今後さらに大きい被害が出た場合におきましては、追加の補正予算をお願いするケースも考えられるとは思いますが。

●議長(山中康樹) ええ、他に質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第3号に対する質疑を終わります。次に議案第4号に対する質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい。このたびの補正であがっております、ケーブルの断線の修繕費ということですが。これを具体的などういった事例が起こったのか、というところを教えてくださいたいのと。それと予備費としてまた同額のような金額がこのたび補正で組まれておりますが。これの根拠について教えてください。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、今回の断線ですけれども、まあ、あのお、ご承知のように中電さんの電柱、あるいはN T Tの電柱もお借りしておりますけれども。同じように断線を、中電のほう断線して停電もしております。あわせて私のほうのケーブルのほうも断線をしております。そうしたことで倒木によっておこった断線について、早急に修繕をする必要がありますので。箇所数はちょっと今手元に。その、そういう箇所も、ちょっと今、特定できませんけれどもかなりありまして。その他、雪すべりによりますね、ドロップ系のものも破損してありまして。そうしたものの修繕も必要になってきておるといことで。とりあえず今、あのお、補正をいただくまではですね、残額の予備費を使用させていただいて対応しておるんですけれども。まだまだその経費ではまだ足りない部分がありますので、今回またお願いをしておるといことと。あのお、今現在言いましたように、発注できるものは予備費の範囲以内で発注をしておりますので、ほとんどもう残っておりません、予備費が。これからのこともございますので、今回一応少し積まさせていただきます、全額ではないですけれども。一般会計と同じように3分の2程度積まさせていただきますね、今後の対応に備えたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、ケーブルの断線も1か所ではなしに数か所あるということですが。まあ、太いたくさんのケーブルが入るとる幹線なのか、それとも支線なのか。ドロップケーブルなら細い1軒へ入るだけだけえ、ちょっとした木がかやったらそりゃ切れるかもしれない。幹線が断線したということもこの中にありますか。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

- 議長(山中康樹) 服部総務課長。
- 服部総務課長(服部導士) はい、ええ、確かに引込線もございますけれども。主体となる幹線ケーブルもありますのでよろしくお願ひしたいと思っております。
- 議長(山中康樹) 他には質疑はありませんか。ありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第4号に対する質疑を終わります。続きまして議案第5号に対する質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、以上で質疑を終わります。  
~~~~~○~~~~~  
(議案の討論、採決)
- 議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互におこないます。はじめに議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第1号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。次に議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第2号、邑智郡総合事務組合規約の変更につきましては原案のとおり決定をいたしました。次に議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第3号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第9号につきましては原案のとおり決定をいたしました。次に議案第4号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第4号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号につきましては原案のとおり決定をいたしました。次に議案第5号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第5号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第2号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て議了しました。これをもって、本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これもちまして、平成30年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。

—— 午後2時35分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員